

第五回 参議院文部委員会 會議録 第十四号

(三三三)

昭和二十四年五月十四日(土曜日)午後一時四十九分開会

本日の会議に付した事件

○教育職員免許法案(内閣送付)

○教育職員免許法施行法案(内閣送付)

(右二案に關し証人の証言あり)

○職員安定法の一部を改正する法律案に關する件

○理事(岩間正男君) それでは只今から委員会を開会いたします。最初に今日のこの公聴会を開くに當りまして、簡単に御挨拶申し上げたいと思います。証人の諸君には御多忙中のところわざわざお集りを頂きまして、今度新しく作られましたところのこの免許法案に對しまして、十分な御意見を承りたいと思うのであります。各界からの代表者の方が見え下すつたのであります。十分に関係される面におきまして、十分に率直な腹藏のない御意見を反映して頂きまして、法案審議のために利するところあれば非常に幸いだと思つてございいます。実は正式の公聴会を持つ時間が無いために、こういうような証人喚問というような形で今日の会が持たれたのでございいます。その實際の面は、公聴会と同じような性格のものでございいますから、そういうようなつもりでどうぞ皆様の十分な意見を御開陳願いたいと思ひます。尙形式上の問題であります。各証人の方に只今お手許に配りましたところの宣誓書を御朗讀頂きまして、それに御署名を

願いたいと思つてあります。それでは只今からお願ひします。

〔総員起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 澁谷 徳雄

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 石山 脩平

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 江口 泰助

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 今村 彰

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 金本東次郎

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 古谷 史映

○理事(岩間正男君) 有難うございしました。尙時間でございますが、大体一人十五分ぐらいの範囲でやつて頂きたいのでございいます。では只今から始めたいと思ひます。最初に東京都立の立川教育委員会の事務局の学務部長をやつておられる澁谷徳雄君にお願ひいたします。

○証人(澁谷徳雄君) 簡単に、私実は現場に携わつております事務局です。それから、その角度で簡単に申し上げたいと思ひます。実はまだ法案を細大漏さず研究しておりますが、その前提でお話いたします。実は新学制ができてから約三年になるんですけれども、いろいろ外の方法、制度ができましたが、教員の資格とか免許に関するものは遅れておりまして、その面から行きますと、今回これができまして、これは、私共現場にできます者にとつて、非常に安定感ができまして、新教育の面からいつても一段とよろしいと思ひます。実は私共現場にできます者は一日も早くこういうものができて欲しいというところを感じておりました次第でございます。

つきましては都道府縣の教育委員会、私立学校につきましては都道府縣の知事になっております。これは現在の私立学校行政と公立学校行政の建前からいふふうになつておるんだらうと思ひます。

それからこれに關係して免許状を授與する授與権者でございます。これは第五條の二項です。ここでやつぱり私立学校の授與権者は都道府縣知事、それから一般の公立学校は都道府縣の教育委員会と、こういうことになつておりますが、私はこの教員の免許に關してはやはり一元のであつた方がいいのじやないかと考えております。こういうふうになつて同じ府縣内にあつて授與権者と所轄廳が違つておつた場合に、基準なり何なりが二元的になりはしないか、而もこれは同じ効力を持つもので、すから、できればこういうものは一元化した方がいいのではないかと考えます。併しこれは今の行政の建前からいふしてもそれでなければならぬ場合、何か事務的な一元化されるような方法を講ぜられた方が安当ではないか、こういう考えを持つております。

それは現場職員にとつては相當の関心を持つておるところだと思ひます。それから七ページの六項でございしますが、いわゆる中等学校以上の学校は、今度は学科相當の免許状ということになります。これは、私共現場にいますと、これで教員の免許が学科相當ということになります。現在の教員について相當事務的な困難が起るのではないかとと思ひます。法案の建前としては當然こうあるべきであつて、こういうふうになることが望ましいとは思ひますが、併し現実の問題としてこれをやつた場合に、各学校では教員の科目に相當する者が適正に配置できるかどうか、こういう問題が起りはしないかと思ひます。その点は十分お考えになつて頂きたいと思ひます。

それから十一ページの免許状の効力の三項で、臨時免許状はこの免許状を授與したときから一年以内、つまりこれは助教諭のようなものに適用になるのですが、これは一年になつていまいが、一年ではちよつと短か過ぎるのじやないかと思ひます。東京の場合は助教諭のような者は非常に少なくて、大体全体の二割二割ぐらいに當つておりますが、それでも鳥嶼とか山間僻地があるのですから、これは一年に限るといふことは、實際学校として(河野正夫君「三年以内」ということになつております)と述べて三年でございいます。三年なら大体結構だと思ひます。ただ一年になりますと、現実の問題としてはむずかしいのじやないか、これは成

るべくやはり二年なり三年なりにして頂きたいと思うのです。

それから最後に第二十一條の罰則のことでございますが、一の授與する場合に第五條の規定に違反しますと、やはり免許状を授與した者が罰を受けなければならぬこととすけれども、これは事實問題としてなかなか授與する場合に発見が困難じゃないかと思うのです。これは警察とか何とかいうことで、これは警察と分り易いのですけれども、ただ教育委員会なんかで事務を取扱つておるものが一々これが発見できるかどうか、非常にやりにくい点じゃないかと思ひます。以上甚だ事務的な問題で恐縮でございますが、簡単に意見を申し上げます。

○理事(岩間正男君) 次に東京文理科大学教授石山脩平君にお願いいたします。

○証人(石山脩平君) 私の立場は主としてこれから教育職員につこうとする、或いはつかも知れないと予定されておる学生を教育するものの立場、それを主として自分の立場としまして、その点から特に関心を持つています四つの点について感想を申し上げます。

第一は免許授與に関する問題でして、第五條の六号に當る、免許状を授與されない場合の一つの重大な項目であります。これはすでに傳えられたところでも相當に關心を引いておりますし、一部の学生の間に或る種の動きも見えようであります。これが相當になりましたわけは、曾て治安維持法が適用された記憶がある。それから又この法案が今提出されました現下の政局なり、或いは内外の情勢について、青年学徒が敏感に何ものかを連想する。

そういうふうなことからこの條項についてはセンセーションといひますか、そういうふうなものがあり得るし、現に多少あるように私は感じておるのがあります。併しこうした過去及び現在の特種事情ということから離れまして、これは一般的に原理的に見た場合には、これは当然こういう條項があつて然るべきだと私は思ひます。つまり法治國家としての國民の通念でもあり、特に全体の奉仕者という公務員の立場が教員職員に關してもここに適用されたわけであるし、更に國家公務員法でないところの公立、私立の教員も同じ意味でこういふような拘束を受けるために、立法技術的にこういふものが取られて來たと解釈される。そういう点に關する限り当然何ら差支ないと思ひます。ただ併しこれが先程の特殊の連想と申しましたが、そういうことが將來にも持越されまして、今後これが悪用され非常な悪い結果を生みやしないかという心配が當然出て來て、それで一種のセンセーションというふうなことを起すのではなからうかと思ひます。そこで問題はこれからの見通しということになりまして、非常に主観的なものになると思ひますが、いわゆるこの當局者が、この場合授與権者或いはその背後にあるいかなる當局者が、いわゆるファッショ的な傾向を露骨に持つて來れば、当然これは解釈の仕様によつて悪用される虞れがある。併しその反対ならば安心して然るべきである。どつちかという見通しでありますが、私はやはり一時の波といひますか、表徴としては多少の動きはあちこちあるかも知れませんが、大局から全体として素直に見通した場合に、私はむしろ樂觀的な見通しを持つております。つまり曾てのことが、いさゝか経験は確かに我々の記憶に残つておりますが、だから同じ失敗を繰返すというところでなく、逆にその記憶があればこそ我々は曾ての失敗を警戒するだけの用意ができておるし、將來の若い人達もそういうふうな警戒して貰ひたい。つまり曾て失敗したときの情勢と、これから我々が現在今作りつつある、これから作ろうとする情勢とは、大分違ふものがある。少くとも國會なり、教育委員会なり、地方長官なりが民主的な基礎に立つてきて來るわけであつて、又國民の常識としてもこの大きな戦争の失敗を強く胸にたえておりますので、そういうことから出發して將來を予想した場合に、恐らくこれは非常な監視と注目の下に置かれて、曾てのような悪用ということがないような努力が相當拂われると私は信じております。その意味で私はこれを困るとか悪用される可能性が多いとかいうようには考へない。

尚教職員という特殊な身分、これは私としては少し言い過ぎかも知れませんが、教育に關する仕事に當る人達が一体自分達が團體の結成や加入に關してぎりぎりのところ、どういふところまで限界を持つておるか、どこから先が行過ぎであつて、どこまでがいいのであるかといふことについて、これは相當はつきりといふ暴力を以て破壊することを企てるという意味のところ、相當はつきり示されておりました、つまり暴力革命の意圖を持った秘密結社の性格がここに出ておるのでありまして、そうでない限りは決してこの法によつて処罰される、或いは免許状

をやらぬといふことにならん筈なんです。つまり教職員諸君が自分達の職責、立場から見ても、どこまで自分達に許されない限界で、どこから先が越えたらならないものであるかといふことをつきり自覺すると同時に、従つて又その正しい限界内にあるに拘わらず不當な圧迫があつた場合には、やはり法律を楯に取つて抗議し抵抗することができるわけでありまして、そういう意味で言葉は甚だ拙いけれども、教職員がそのいふ方面における自覺認識を促し、一種の教職員の教育の機会にもなるかといふような、そういう意味で、甚だ樂天的に過ぎるかも知れませんが、せんけれども、この條文を悪いとは思つておらないのであります。むしろ當然必要なことだと思つております。

第二の点は、取上げに關する條文であります。十一條にありますが、故意の法令違反とか或いは教職員にふさわしからん非行とかいふこと、これもむしろ常識的な法文でありまして、常識を現したと見ていいと思ひます。併しこれは現し方としては先きの五條六号以上に曖昧であります。現し方自身が常識的でありまして非常に曖昧であり、従つてこれも亦適用の仕方が悪いと甚だ危険なものがあると思ひます。從來教職員の身分についていろいろ思ふべきことができた場合に、はつきりと法規によらずして、漠然とデマが飛んで父兄がこれか、同僚が何か告げ口をする。それでいつの間にか事實が曖昧のうちに、校長の立場が困るとか、或いは本人の面目上今更このままだと妙な曖昧の中に重要な身分が処理された場合が多いと思ひます。それに対してこの法律化さ

れた文章がどれほどの價值を持つたかといふことでありますが、全然無價値ではないと思ひます。むしろ從來曖昧な空氣の中で処理されたことが、少くもこの法律に照して処理されることになる。その意味で一種のよりどころがある。併しよりどころとなるべき法律自身がさつき申したように可なり漠然たる表現でありますから、依然としてその危険性が伴ひわけです。従ひまして十一條に關する限り私は甚だこれは困つたものだと思つたのであります。果してその次の十二條をよく読んで見ますと今申したような危険に對する防止の手段、條項が相當こまかに規定されておる。この規定がこまかいいかどうかといふことについては、私専門家でありませんが、まあ技術は分りませんけれども、ともあれ或る具體的なケースが起きてこの法に照して扱われる場合に、それが不當な場合にはここにありますように公開の口頭審理或いは証人或いはその事實その他いろいろな資料の提供といふような、いろいろな手段方法が認められてゐるのであります。これによつて從來さうき申したような曖昧な処理をされたことが、公然とした場所において正確な証人なり事實審理に基いて判断されるという、そういう一つのはつきりした途ができたわけだと思ひます。このこと自身が又教職員に対する一種の民主的なやり方といふものが保障されて來たように思ひます。私の意味でこの十一條、十二條と両方合せて見てやばりこれは當然だし危険も十分防ぎ得るというふうに考へます。

第三に申上げたことは、先程澁谷さんからお触れになりましたが、一級

二級という差別、或いはもつと言えは
仮免許、普通免許臨免というような一
種の差別、この差別等級というような
こと、これもやはりこれから教職につ
く者としては一種の関心事だと思ひの
であります。これは従来といえど
もいふような差別がある。これなどと比
べてどつちが複雑か簡単かということ
は明確には私まだ比較して見ません
が、外観から見ていると新しい言
葉があるために非常に複雑なように見
えますけれども、内容はまあ割合單純
なものじゃないか。而も狙うところは
いわゆる一級の普通が狙いであつて、
できればそこに全部行けば申し分ない
わけである。それによつて立法の根本
目的たる教職員の資質の向上というこ
とが目指されるわけでありまして、そ
のレベルを高める意味からいへばその
最高の等級がむしろ普通になるべきで
ある。そんなことを言つても實際問題
としては今困難でありますので、いわ
ば現実の必要から止むを得ずそんな二
級というものができ、或いは又仮とい
うようなものも必要になつて來まし
て、これは全く現実の必要と理想の狙
いととの両方から、いわば止むを得ず出
て來た差別であり等級であるように思
ひます。ただこれについて將來教師
にならうとする者が氣にするのは、大
学を出ただけでは俺はまだ高等学校へ
行つたら一級になれない。まだあの先
生は二級だ、あの先生は意けておつて
いつまでも一級になれないと、こうい
うことを生徒自身が考えたり、そうい
う意味から教師自身の評價をするよう
になると思ひます。ところがこれは
そういう心配もないとは言われません
が、從來の私の貧しい経験から申しま

しても、一級教師の官等とかいうよう
なことは殆んど児童生徒には無關心で
あつたといつていい。それはいわば國
家がそれを扱う便宜上裏からこの尺度
で計つておつたのでありまして、表か
らつまり教育の實踐そのものにおいて
は、児童生徒は何ら感じないし、又教
師も児童生徒に接する限りにおいて
は、その等級というようなことを微章
にしてつたり鼻にかけたたりするもの
でありませんから、全然それは意味の
ないといふよりも、問題にならなかつ
た。というのはいふ教師であればある
程自分でも実は等級など忘れちやつ
て、必要があつて事務室で聞かなけれ
ば分らないような、これが本當のいい
教師であつたのです。これを考えます
と背後から國家の必要から抑えておる
現実が、表に子供に対する關係におい
て出て來るといふことは、出て來ない
ような方策が十分立て得るし、又教師
のこれに対する態度、出て來ないよう
になるのが理想だと思ひます。この意味で
これは事務的といひますか、そういう
意味でこれはこのままで結構であると思
ひます。實際の痛として憂へられて
いる点は今申したような眞の教育實踐
の具体的な姿から私は想像して、これ
はそういう程の弊害はない。何でも
も是認するようで甚だ申訳ありません
が、私は以上三点に關して原案は私流
の解釈によつて別に難点はないと思
ひます。

ただ第四に申上げたことは、これ
は難点といふよりも注文でありませ
んが、主としてこの大学において教職課
程を修めさせて、そうして或る資格を
得させるわけでありませうが、教職課程
に關する單位の要求であります。小学
校二十五、中学校、高等学校二十、実
習を含めてありまして、この單位の
新しい計算と從來實際に免許狀を與
える場合に、大学辺りでやつておつた
講義の分量などと比べて見て、その分
量自身においてはそんなに苛酷な要求
ではない。幾らか從來より重くなつ
てゐる。これは資質の向上から見て当
然と思ひますけれども、そうひど過ぎ
る程重くない。ただ問題は細か
い内容を省令で規定されます場合にど
ういふものを置かれるか。課目を非常
に沢山並べられてこれを小さきみに片
つ端から取らなくちゃいけない、その
合計が二十幾つになると、つまり種類
を多くして、それを今すぐ要求されま
す。と、いわゆる教員養成を主とする大
学においては大体間に合ふと思ひます
が、當分の間はそれでない大学は教育
学科、教育学部を持つておつて教職課
程をかうして満たそうという場合に
に、實際の講座の内容、つまり講義の
内容としてしまつてはそんなに沢山の種
類をいさなり揃へることはできないの
であります。ですからこの内容につきま
しては若し決められます場合に、そう
いふ教員養成を主とする大学で尙且
教職課程を持ちたいという場合をも考
慮されまして、これを具体的に考へる
になつて沢山の課目を並べても取り方
については、融通がきくように、これ
は永久でなくで當分の間融通がきき得
るような決め方をして頂きたい。そう
しなければ今日國立大学を急に沢山作
つて、而もその教職に關する何かを置
けといふような注文を一方でしておる
わけですから、その内容自身に無理が
ある。それで却つてごまかしのようにな
ることになる虞れもある。やはり実情に

則してそれは融通できるようなふりに
省令の方を規定されたいかと思ひ
ます。まあ私は要するに大局から見
て素直な解釈といふ点に重きを置いて
、自分もそう考えますし、学生達にも
そういう意味で説明をしたいと思つて
おるのであります。以上であります。
○理事(岩間正男君) 次に小学校の立
場から長崎市伊良木小学校教諭江口泰
助君にお願いします。
○証人(江口泰助君) 私は十数年教育
の現場におりました、實際の面で私の
周りに發生したところのいろいろなさ
柄から考えまして、特に具体的に申し
ますと、いわゆる我々の教員仲間が卑
屈な因循な氣持を持つようになった最
大の原因は、封建的な支配制度、封建
的な教育行政制度の中において教員が
そういうふうな歪められておつたとい
ふことは争えない事實なんでありま
す。私は私の周りの現実に幾多のそ
ういふ事例を知つております。そ
の風習その感じは、今戦争がすすんで、
民主主義だといわれる今でさえ、やは
り教員の心の中には強い一つの支配力
となつて残つておるわけでありませう。
そういう観点から見たときに、私は希
望的な観測で以て、この法律を是とす
るわけには行かない点があるわけなん
であります。でその点につきまして私
申上げます。

今言いましたような現状から申上げ
まして、私は先ず第十一條を上げて見
たいと思ひます。この十一條
は免許狀を有する者が、法令の規定に
違反し、そこまではともかくとしまし
て「教育職員たるにふさわしくない
非行があつて、その情狀が重いと認め
られたときは……免許狀を取り上げる
ことができる。」となつております
が、それからその次に、現に職にあ
る者については、懲戒免職の処分を受
け、その情狀が重いと認められるとき
に取上げる、こうなつておりますけれ
ども、私はこの点につきましては、非常
に異議があるわけなんです。で
私が今申しましたように、視学或いは
教育行政官という者に對して、もつと
手近かでないかと学校長というよう
な者に對して、教員がその自主性を失つ
て隷屬感を持つて接しておるときに、
今でも現にそれはあるわけなんです、
その中で私はこういうふうなその判断
のしるしによつてはどうでも取れるよ
うな語句を以て、法律の中で規定して
おるといふことがうなずけないのであ
ります。これは教員の道徳性に任せ
て、或いは監督者の考えに任せてやる
ような一般の処分とはこれは違つてや
るであります。法律の中に明らかにし
きりと規定して、而もそれに対しては
免許狀を取上げる、免許狀の取上げ規
定といふことは、これは教員の正に致
命傷に當るわけなんです。教員は免許
狀を持つてをればこそ、生存して行く
んです。その生存して行くのは免許狀
に頼つておる。その生存権まで奪うと
ころの免許狀褫奪のその條件の中に、
如何ようにでも解釈できるような語句
を抽象的に入れておるといふことは、
私共現場に十数年生活して來まして、
私の身の周りにあるところの現実のい
ろいろな問題を思い浮べて見たとき
に、こういうふうな語句があつたがた
めに、一方面的な解釈によつて処断され
た者が沢山あるわけなんです。で現実
に私は経験した点から見て、この点は
考慮して頂かなければならない、全然

削除すべきであるとは申しませんが、
ども曖昧な、判断するところの権限を
持つた人の判断のしるしによつては、
どうでも取れるようなところに入れて
貰いたくない。今石山先生のお話にも
ありましたけれども、これはときの権
力者の判断、日本が軍國時代にあつた
ときには、軍閥の判断によつて治安維
持法や、警察犯処罰令が悪用されたわ
けです。この現実、いつ如何なる場
合にも悪用される。教育に自由を與え、
自治を與えるというよりなことは、
教権を確立するということは、はつき
り誰でも考へておることでありなが
ら、こゝろいう法文の中に入れてとき
は、その点を思い浮べずして、ときの
権力者に自由が蹂躪されるような曖昧
な語句を入れるということは、私はと
ても納得できません。これは取つても
差支えないことなんだ。取つても差支
ないことであるならば、こゝろいうよ
うな曖昧なことは私は削除すべきであ
ると考へております。

それからそれに関連いたしました、
十二條に、授與権者が免許状を有する
者に対して処分を行うときには、説明
書を交付したり、口頭審査をするよ
うになつておりますけれども、これは実
におかしな形であると私は考へており
ます。例えば教育委員会が私の免許
状を審査しようとするときには、一ヶ月
前に私に対して説明書を交付する。そ
の説明書の作成は教育委員会が持つて
おるわけでありまして。教育委員会又
その下にある事務局の人の判断によ
つて、私から審査しようというところ
の理由書を作るわけなんです。ありま
す。ところがそれに対して反証を出した場
合、その反証の判定並びに説明書、反

証つき混ぜたところの最後の判定を、
その説明書を作るところの教育委員
会、授與権者に與えておるということ
は民主的でないと思つておる。この点
につきましては、國家公務員法による
ああいう審査の仕方とも考へられ
ましようが、これは事前審査を規定し
ておる。この事前審査には賛成しま
す、非常に賛成であります。その審
査権者を授與権者にしておる。その
に、もう少し考慮を要するところがあ
りはないかと考へております。

それからその次に、第十四條に参り
まして、教育職員が第五條第一項第三
号、第四号若しくは第六号、こゝまで
はどうにか、若し第三号、第四号、第
六号があるとするならば、そこまでは
うなずけるわけですが、先刻十一條に
ついて私が述べましたように、十一條
の中に、曖昧な教職員としてふざわし
くない非行があつた場合、こゝろ書いて
おるわけでありまして。そのふざわし
くない非行があつた場合に、所轄廳が、
これを授與権者に報告しなければなら
ないということ、そうするとこれは教
職員としての非行の範圍が曖昧であ
ります。その曖昧な判定に基いて、それ
を一々授與権者に報告するということ
は、私は正に教職員に対する憲兵制度
の非行であるとか考へられない。私は
この立案者のお考の中には、どうい
う基本的な考へがあるかも知れません
が、とにかくもう少し一應教育も人間
にならして頂きたい。人間性を失つた
ところの、初めから型に嵌つたところ
の、いわゆる體を喰つて生きておる人
間だという印象を、人間性を忘却して
そゝろいうふうなタイプを與えるとい
うところに、私は教育の破壊の悲劇があ

れば校長免許状を與えられるわけであ
ります。この校長免許状には小、中、
高の差別はないわけでありまして。こ
ろがその校長の免許状を貰うまでの間
の普通免許状には明らかに小学校、中
学校、高等学校の差別がある。そうし
ますと小学校の教員を二十年間して校
長の免許を取つた場合に、その校長は
免許は高等学校や中学校の校長になれ
るけれども、形においては……。現実
において小学校の校長にしか出来ない
というふうな現実が生れて來ることは
明らかである。そうすると、校
長の免許状は理想的には小、中、高を
通じておるに拘わらず、現実にはやは
りどうしても今まで自分が生活してい
たところの学校の校長だけにしかなれ
ないというふうなことが、私は生ずる
のじゃないかと考へておるわけであ
ります。そういう点から考へまして、折
角立派な校長の融通性を設けているの
でしたらば、私は小学校でございま
すけれども、せめて小学校、中学校、
或いは中学校と高等学校、或いは小学
校と幼稚園というふうなところには、大
融通つくような資格を取るような、大
学における学習の單位制度を技術的に
操作できないものであらうかというこ
とは、これは非常に立案者は専門的な
立場から考へてどうしても單位の融通
をおつけになれなかつたかと思ひます
が、もう少しやはり幅をつけて頂く方
が、私はいいわゆる從來の教員の臭味、
小学校、中学校、高等学校の先生のタ
イプ、師範学校の先生のタイプ、臭味
というふうなものがとれて、幅廣い教
養ができるのじゃないか、こゝろ考へて
おります。その点の融通性を考慮して
頂けないものだらうかと思ひます。

その次に今度は免許状に関連しまし
て、免許状に一級、二級、仮、臨時と
ありますけれども、私はこれは國家が
事務的な都合でとおしやられていた
よりでありましてけれども、私はこれは
現場におつた人から考へますとい
うと、重大でないといふことはありま
せん。これは皆は下駄箱までも先生の俸
給順によるところの序列が設けられて
おつたわけでありまして。そうして生徒
は高学年になると下駄箱の序列を見て
誰先生は誰先生より月給が高い、誰先
生より下駄といふようなことが現実
にあつた。それは親念的に美しい師弟の
間の教育愛を思い浮べて、或いはそ
ういふふうな希望の観測、希望的な判
定で以て割切つて行つたならば、そ
ういふことは考へられないけれども、
やはり物心のつくところの高学年とか今
の新制中学の生徒になりますと、確
かにそれはあります。特にそれを持
つたときに父兄が、今度来たところの
先生は二級の先生じゃないかといふよ
うなことと言ひましようし、一級は
一級の先生が持つてゐる、二級は假
免許の先生が持つてゐる、だから家の
子供は二級にはやらない。一級の
先生に何とかといふことは現実にあ
る。その父兄の話が子供に傳つてみ
た場合に、子供の心理にいかなる影響
を及ぼすかといふことを考へて頂
きたい。これは現実にある問題であ
ります。それから今は成る程ありません
が、教員の序列の中には、あの俸給表
でも何でも頭から校長から教頭から順
をとつております。それが教員の中に
おいてさえもそゝろいふふうな感じがあ
つたわけなんです。年取つた檢定上
りの先生が若い師範学校出の先生や大学

出の先生から見ても俸給が安い。而も序列が下に書かれていゝとこれは非常に不満である。やはり教員も人間なんですからね。教員の中ですえさういうような感じは可なりある。今ではさういうようなことはさつぱり取除かれております。大分取除かれていゝのだらうと思ふ。私がタッチする限りは俸給順とか序列順とかいゝものは小学校では考へておりません。これは学年担当順は考へられております。さういふようなことは私は非常にいい傾向だと思ひます。これは旧來の弊を教員自身が察知しまして、感じまして、一切さういふ弊を取除いて、今では私自身でさういふ差別をつけないように、つとめて努力してゐるわけでありませう。さういふ点から先刻もお話が出ておりました將來の職階制といふことから考へて、果して教員に職階制が安當であるかどうか、この点はまだ未解決の問題で、恐らく文部省當局のお方でも教員に如何なる形で職階制を設けるべきかといふことは、相手が生きた人間を取扱ふところの教育者に対するさういふような段階制といふものは、非常にこれを苦慮されてゐると思ふ。さういふ点から考へても私は今早急に一級、二級、仮といふような段階を設けるといふことには背けないものがある。けれども大学一年卒業した者、二年卒業した者、或いは檢定の者を段階を追つて與へて行かなければならぬとおつしやるならばそれは何とか他に方法がある。私は將來さういふような大学一年、二年でもいいといふような一つの抜け道を講じておくことはこれを切換えをする施行法の場合だつたら背けるかも知れませんが、この根本法の、本則法に頭から

さういふ一つの抜け道を、「たが」を緩めておいて規定しておくといふことが私はどうしても納得が行きません。だから何とか移行措置とか或いは施行規則の上ではさういふ途はあるとして、將來立派な教員養成制度の上から養成されたところの教員だけは普通一本で大きく打出して、教員の素質の向上と、どうしてもさういふことまで行かなければ教育はさえないといふやうなところまで持つて行つて頂けないだらうかといふことを考へておられます。以上わざ／＼申すに當らないことを申し上げましたが、それだけ申し上げておきます。

○理事(岩間正男君) 次は中学校の立場から、愛媛縣宇摩郡三島中学校教員今村彰さんをお願いいたします。

○証人(今村彰君) 今村です。私が今から申上げたと思ひますのは、この法案の中で一番悪いと思ふところは、一番いけないと思ふところ、そこが第五條の第四号と第六号、特に第六号でございますが、第六号には三つの点から申上げたと思ひます。第一点は特に第六号が憲法を冒瀆してゐる。一体暴力を以て政府を顛覆させるやうな政略が現存してゐるのか。今の政略法でさういふ政略を認めてゐるかどうか、この起案者、提案してゐる政府の諸君は一体どういふことを連想して第六号を入れているのか。さういふやうに非常に疑義を持つわけですね。これを素直に読んで見ても基本的人權を剝奪するよりにできてゐる。政略に例をとりましても、全く反対に政略の異なるところの二つの政略は熾烈な抗争を行つてゐることは、これは當を得た當然なことなんです。さういふ場合に抗争してそ

うしてよく我々過去において見るやうに、反動政略が最も陰險で巧妙にやり相手を圧迫するやり方は、相手を煽動して暴力化するやうに却つて誘発することによつてさういふ既成事実を作つた上に、がつ／＼さういふやうに覆滅してしまふ、さういふやり方が我々として連想できるわけですね。大体暴力行爲をやるとか暴力によつて政府を顛覆させるといふことはこの免許法案の書くべき筋合ひのことでない。一体さういふこと自体は、さういふ政略なり團體なりといふものは、現在の憲法において存在が許されないわけなんです。それを敢てここに入れたといふことは明らかに憲法を冒瀆するものである。或いは基本的人權を侵害すると言わざるを得ないものであります。私は恐らくこれを提案しておる狙ひははつきりと我々教職員の政治的自由を奪ふ、教育の自由といふものを拘束する、さういふことが狙ひださう率直に認めざるを得ないものであります。前に或る証人が証言した中に全体の奉仕者である以上、相當の拘束なり何なりがあるといふことは當然である。さういふやうに言われましたが、私は、當然公共の福祉或いは全体の奉仕者といへども、憲法で保障されたその基本的人權をも奪われさうな法律があつては、決してこれは公共の福祉にならない、一体公共の福祉といふものは我々の基本的な人權を奪つてどこに公共の福祉があるかといふことを申上げたのであります。明らかにさういふ観点に立ちましても、この狙つておるところは教育を昔のやうな實業教育なり、或いは反動化させる、さういふ狙ひが多分にあります。さういふ点で絶対にこの條項は

抹殺しなければならぬと思ひます。

第三番目にこれを若し通過させた場合、一体どうなるか。これは民主的な文部委員の各位に篤と現在の情勢を知つて頂きたいのですが、現在学生諸君が切なる抗議のストライキを實行しておる。或いは五十万の教職員諸君もやがて二十日から飯坂で全國大会をもつて、このことに對して絶対反対の闘争を行ふことを中央執行委員會ですでに決定しておるものである。さういふやうな直接このことに關連のある諸君が總意を發してこれに反対し、さういふ不必要な、何といふか紛争が起つてつゝ情勢下において、敢てこのことを強行するやうなことがあれば、これは非常に憂慮すべき事態になるのではないかと申す。さういふ観点から御承知頂きまして、この第六号に關する限りは絶対に抹殺して頂きたい。で尙第四号の「禁、以上の刑に處せられた者」に免許状を出さない。これも抹殺して頂きたい。これが一旦刑を終えた者を、それに対して尚且つ彼らが基本的人權を與えない、さういふことになる。尙百歩を譲りましても、学校教育法の第九條の第二号の中に体刑六年の刑に處せられた者はなれないとある、それよりもつとこれは締めつけておる。さういふわけで第四号、第六号に關しましてはこれを抹殺して頂きたいと思ひます。

専門家である文部委員の各位には、この條項が明らかに基本的人權を蹂躪した、新たな反動化といふことを招來する條文であるといふことはよくお分りと思ひますので、是非お願いしたいと思ひます。私の今申上げましたこの二つの項目は私ばかりでなくて、私の同僚である日本教職員組

合の五十万の諸君の正式の機關においても私の主張を入れて、このことの抹殺に全面的に賛意を表してゐるわけでありませう。非常に簡單でございませうが、私はこの法案の中のどう考へても最も悪いといふ点を指摘いたしまして、これを抹殺して頂くやうに御意見を申し上げたわけでありませう。

○理事(岩間正男君) 次は高等学校の立場から宮城縣古川町古川高等学校の教諭金本東次郎君をお願いいたします。

○証人(金本東次郎君) この免許法は可なり合理的に或いは科學的なといふやうな立場に立つてゐるといわれておりますが、むしろ私の考へ方としては余りにも神祕質的になつておると、さういふやうに考へます。如何にも教員の資質を向上させて教育能率を上げるといふことは誰しも望まないものはないのであります。従つてその措置をとるというところは當然考へべきでありませうが、先程江口君からお話がありまして、若しこれが誤つて教員に使われまじらば、一級、仮より、二級がいゝ、そんなふうになるといふやうになりまして、自分の身分とか資格とかいふことに教員が専念します、氣をとられるやうになつて大事な教育にとにかくの隙が出ては困る、さういふことを考へるわけでありませう。従つてこの制度そのものを生かすために、當局ではこれらの事柄を單に教員にだけその努力を求めないで、政府或いは行政官廳です、それがそのカバを十分にやるべきであるといふやうに考へます。現在の教育の情勢から考へましても、折角できた六・三制のような新學制でもいゝ／＼法律を理想的に作る、その作

らを職業的に淘汰して、学校を卒業するときには、たとえ中等部を出るときにおいてもその職業教育を成る点まで授けて、自活できるような立場に置いてやらないといけないというのが、現在までの乃至は今後においてもそうだと思いますが、そういう強い欲求の下に彼らを教育しておるのであります。そうなりますと高等部においてだけは、例えば理髪科の先生とか、或いは竹細工の先生とか、或いはその他特別の職業科に関する教員については、高等部においてだけ、こういう措置をされるのでは足りないものでありまして、「中等部及び高等部において」というふうには是非御訂正が願いたいと思います。

それから施行法の十頁の第三條に「前條の表の第二十二号及び第二十三号の規定により、盲学校又はろう学校の教員の免許状の授與を受けた者については、当分の間」という言葉が載つておるのでありますが、現在までのろう学校並びに盲学校の教員養成機関その他の制度から考えまして、それらのものが現在の日本全国の盲学校ろう学校の教員の主体をなしておる關係上、この「当分の間」というのが入つておる限りは、日本の盲教育或いはろう教育はこの免許法が適用されるにおいて、非常に不安な状態に置かれて教育が低下するかも知れないということを私はここに強調して、参議院の皆様方の注意を特に喚起したいと思ひます。勿論法律には「当分の間」といつて、三十年も或いは四十年もが、当分の間であつた例がなきにしもあらずですが、併しながら現実には現在に就いては御存じか存じませんが、とにかく

間ということがあることによつて、自分達に近き將來において非常に不安な状態に陥れるという事を想像することは、これはそれらの人の身になつてみれば直ちに分ることではないかと思ひます。現在の職についている教員を優遇しようというこの立案された方達の意向については、我々も十分了解するのであります。併しながらこの当分の間という字は、そういう意味においても是非取つて頂きたい。後にいろいろ優遇されておりますけれども、この当分の間ということがあるために、非常な不安を全國のろう盲学校の教員に與えることは、私がこゝでしやる必要がないと思ひます。

以上二点は文章上に現れてゐる面から申上げたのでありますが、最後に一つだけ申上げて、御審議の御参考に供したいと思ひます。それは現在のろう学校、盲学校が、殊に私はろう学校の關係でありまして、普通教育に約六ヶ年、その後特殊教育に十四、五ヶ年籍を置いておまして、約二十ヶ年の教育経験を有し、それらの諸君の間に入つていろいろの接觸をしてゐる者で、先程申上げていらつしやる各学校の先生方、普通教育の面においても一應の理解は持つてゐるつもりであります。併しながら、盲学校、盲学校へ在職して一番不愉快に感じること何であるかと申しますと、これはただ単に私一人の不愉快だけではなくて、現在のろう学校、盲学校の教員諸君がすべてそういうふうを感じてゐることなのであります。そのことは我々の組織してゐる機關を通じて、すでに意思表示もされてゐることでありまして、御承知の方には御存じか存じませんが、とにかく

特殊教育というものと、普通教育というものと非常に違ひがあるというところ、これは特殊教育である私が申上げると、我田引水のようにおとりになるかも知れませんが、私は普通教育に五、六ヶ年の経験を持つておりますので、決してそういう我田引水的なものの方を、言ひ方をしているのではありません。現在のろう学校、盲学校の教育が、余りに進まない一つの原因として、我々はこういうことを考へざるを得ないのであります。それは皆方方は校長といふものは別に教育の内容について触れるものでないから、特殊教育の出身者、経験者、乃至は研究した人でなくともいいのだ、校長は他の行政面に手腕のある者を持つて來べきだといふことが、現在あちこちの府縣において言われているのであります。併しながら新しい校長が例へば、ろう学校へ来た場合に、そのろう学校の子供にものを言わせて、我々と同じ話の言葉を使つて、我々と同じ思想、感情を交流させるようにする、それらを稱して交話法と申しておりますが、その交話法を呑み込んで、雙嚙の子供の言ひ片言のような言葉が十分に分り、又その素人の校長がその雙嚙の子供に分らせるようなお話の仕方をするには、少くとも二、三ヶ年どうしてもかかるのであります。その間その教頭なり、或いは職員なりは、その校長に特殊教育を理解させるために非常な努力を拂ふなければならぬ。そのためにその学校のその他の面におけるすべてのものが停止すると申上げれば、聊か過言のようにも聞えますが、私はこのことは敢て過言ではないと思ひます。それらのことがあちこちの学

校に事実として卷き起つてゐる。そのために我々全國の同僚は糾合しまして、校長は素人から入れないで、例えば普通学校の教員、或いは縣廳の視学とか、そういう者が多く校長になつていたのであります。そういう人達はいれないで、現職の教員の中から優秀な者を選んで校長にして呉れという要望を、昭和十七年以來叫び続けて参つてゐるのであります。そのことがこの教員免許法の中には何ら盛り込んでない。而も教員においてはそのことを強く要求してゐるのであります。普通の小学校の免許状を持つてゐるものの上にプラス・アルファの特殊教育をしてるろう学校の教員にする、或いは高等学校の教員の免許状を持つてゐるものの上にプラス・アルファとして、然る後にろう学校の高等部の教員にする、こういうふうな考えられてゐるのであります。私共はこのことに関しましては全面的に文部省の立案に対して賛成するものであります。併しながらもう一つ上における面においては、教育行政に携つてゐる文部省の方々は、我々特殊教育に携つてゐる現場の者の心理、この現場の教育の向上という面はお分りにならないと存じます。そういう面においては私は我田引水では絶対にないことを、ここに良心の名において申上げて、この点を深く考慮に入れて、参議院の文部委員の方々の御審議に採入れて頂きたいと思ひます。

そのことともう一つ今から申上げることに矛盾があるのですが、皆様方の非常な御盡力によつて昭和二十三年より、我々の先輩が三十年來叫び続けて來ました日本の特殊教育は、漸くにして世界並に義務制が実施され

るようになりました。而も昨年度乃至は昭和二十四年度における全國の狀態を見ますと、どの学校においても、二學級乃至三學級ずつ現在までよりも學級を増加しなければならぬ狀態に立至つております。これは甚だ教員不足の折柄非常に苦しいことであります。が、これを嫌しい悲鳴といふべきでしよう。このことについては我々特殊教育に携つてゐる者として、ここにいらつしやる皆様方に心の底から感謝申上げたいと思ひます。こうした時期でありますから、理想としては今まで申上げましたような普通教育の免許にプラス・アルファしたものを特殊教育における教員の免許にされることに全面的に賛成すると共に、ご当分の間だけは、小学校乃至中学校の免許を持つてゐる人は、直ぐ或はろう学校或いは盲学校の教員になることができるように、この義務制が実施された去年、今年、來年、その次、一應このろう学校の教員養成が確立いたしますまでは、そういう面については何らか便宜の措置が取られますように、そうしなければ、先程申されたように、立派なものを作つたけれども、このろう教育の義務制の実施は、この教員の不足してゐるときに間に合わないということになります。この理想と現実とをうまく免許法の中に、或いは施行法の中に織込んで頂きたい。現在他の小学校、中学校においては首切りといふことで問題になつておりますが、ろう学校、盲学校においては非常に教員が不足しております。この点については相當教入れなければならぬ狀態になつております。こういうことを十分御勘案下さいまして、当分の間はプラス・アル

フアーしない教員もろう学校、盲学校の教員になれるというように御措置願いたいと思います。

最後に、先程東京都の澁谷部長が申されましたが、これが課権であつて……三年であればよろしいのです。が、ここの間についてはちよつと申上げると、抽象的でお分りにならないと思いますが、免許法の十一頁の九條第三項に「臨時免許狀は、免許狀を授與したときから三年以内において、いふことが載つておりますが、これが幸いにして課権でなくて三年ならばよろしいが、若し何らかの間違ひで、一年が正しいので、一年がこの法案として

出された原案であるといたしますならば、澁谷部長の御提案に対して、私は、特殊学校の立場から、全面的に懇願してどうしても三年以上にして頂かなくてはならない、こういうことを強調して、誠に失礼な私の発言を終りにいたします。(拍手)

○理事(岩間正男君) 一應各証人の証言が終りましたから、質問を続行したいと思ひます。

設けるような措置でも取つて頂ければと考えておるわけです。その審査の機関も又一方の人達ばかりではないかもしれませんですから、民主的に各方面の人達を入れるというような形に取つて頂いたらと考えております。授與権者が免狀を取上げるといふようなことはそんなに沢山ないと思つておりますので、臨時的なものでいいのではないのか。但し臨時に設置する場合には、こういうふうな形として、こういうふうによりに大まかに構成くらいはしておきまして、あとは或いは教育委員会規則か、或いは文部省令あたりで出してもいいとは考えております。

○河野正夫君 それと関連があるので、あなたは触れなかつただけけれども、この検定というのですね、教育職員の検定というような問題、これは授與権者が行うことになつておりますね、これなども昔のあの教員検定なような場合には検定委員会などがあつたかかと思ひますが、何かそういうものが必要とするといふお考えはないのですか。

設けるような措置でも取つて頂ければと考えておるわけです。その審査の機関も又一方的な人達ばかりではないかもしれませんですから、民主的に各方面の人達を入れるというような形に取つて頂いたらと考えております。授與権者が免許狀を取上げるというようなことはそんなに沢山ないと思つておりますので、臨時的なものではないのではないのか。但し臨時に設置する場合には、こうこうというような形として、こういうように大まかに構成くらいはしておきまして、あとは或いは教育委員会規則か、或いは文部省令あたりで出してもいいとは考えております。

○河野正夫君 それと関連があるので
すか、あなたは触れなかつただけれ
ども、この検定というものです、教
育職員員の検定というよりな問題、これ
は授與権者が行うことになつておりま
すね、これなども昔のあの教員検定な
どの場合には検定委員会などがあつた
かと思いますが、何かさういつたもの
を必要とするというお考えはないので
か。

單位が可なり多いと思います。これらについては多う過ぎるというようなことはないんですか。つまり学生はおのおの専攻を持つておるわけですね。その上に教職、教養というのでしょうか、普通免許は小学校の方は三十六もある。専門科目はそれ以上に負担があるのですから、四年間に学生がそれだけ取れ得る見込みはありますか、大学当局として……。先程もちよつと触れて融通を持たせてやるというお話はありますけれども、現実の法案通りでは極めて困難であるとか、やつてやれないのではないとか、そのお見込みを……

○石山匠人　單位の計算の仕方、それで私も概算したのですが、現在までよりも少し重いようです。少しというところとしたのですが、その私が融通と言つた意味は教職科に関するいろいろなコースを挙げますその中に、一般教養の方を兼ねるものもありますし、それから種類によつては専門單位の方でも教職とダブルのものもある。そういう場合に純然たる區別を設けて、教職は全然プラスのものであると

單位が可なり多いと思います。これらについては多う過ぎるというようなことはないんですか。つまり学生はおのおの専攻を持つておるわけですね。その上に教職、教養というのでしょうか、普通免許は小学校の方は三十六もある。専門科目はそれ以上に負担があるのですから、四年間に学生がそれだけ取れ得る見込みはありますか、大学当局として……。先程もちよつと触れて融通を持たせてやるというお話はありましたけれども、現実の法案通りでは極めて困難であるとか、やつてやれないとか、そのお見込みを……。

○石山鉦人　單位の計算の仕方、それ

で私も概算したのですが、現在までよりも少し重いようです。少しというところと漠然としたものですが、その私が融通と言つた意味は教職料に関するいろいろなコースを挙げますその中に、一般教養の方を兼ねるものもありますし、それから種類によつては専門單位の方でも教職とダブルのものもある。そういう場合に純然たる区別を設けて、教職は全然プラスのものであると

す。ところが併し先程申しましたように、教員養成を主として狙つておる学校については、今のような融通をしながらとも表向きから公然とできるような十分な設備を設け、又学生にも要求すべきだと思ふのです。そうでないものものについては今のような融通を設けて当分の間多少軽くする。そういうやうなことが大体私は行けそうに思ふのですがね。

○河野正夫君 昔は御承知の通り、各それ／＼の大学の規則、学則ですが、そういうもので文部省令によるそれによつて各学校ごとに講座、単位といいますか、その単位の数え方は今とは違ひますけれども、それ／＼／＼いうやうな単位を修めれば、こゝういふ教員免許狀を渡せるということになつておる。私共本当の審査が済んでおらないので、只今文部省に尋ねようと思つて尋ねておらんですが、まあこの法律面だけで言うと、ただ単位数が並べてあるだけで、而も各学校、各学生からいつてもおの／＼選べる余地があつて大變よいが、具体的に、例えばこゝういふ学

す。ところが併し先程申しましたように、教員養成を主として狙つておる学校については、今のような融通をしながらとも表向きから公然とできるような十分な設備を設け、又学生にも要求すべきだと思ふのです。そうでないものについては今のような融通を設けて当分の間多少輕くする。そういうようなことで大体私行は行けそうに思ふのがね。

○河野正夫君 昔は御承知の通り、各それ／＼の大学の規則、学則ですか、そういうもので文部省令によるそれによつて各学校ごとに講座、單位といひますか、その單位の教え方は今とは違

いますけれども、それ／＼こういうよ
うな單位を修めれば、こういう教員免
許狀を渡せるということになつてお
る。私共本當の審査が済んでおらない
ので、只今文部省に尋ねようと思つて
尋ねておらんですが、まあこの法律面
だけで言うと、ただ單位数が並べてあ
るだけで、而も各学校、各学生からいっ
てもおの／＼選べる余地があつて大變
よいが、具体的に、例えばこういう学

から、今立案中なのですが、それを御覽願ひましてその上で……

○藤田芳雄君　今丁度單位の問題になりましたが、私も実はその点がちよつと疑問なんで、例えば小学校なり中学校の方で一級普通免許状を持つ者は、学士の称号を有するといふのですから、多分大学の一、二、三、四を終了した者と思いますが、それが單位数からいひまして、一般教養科目が三十六、教科に關するものが二十四、教職に關するものが二十五、これは小学校ですが、中学校の方になりますといふと、甲三十、乙が十八、それを二級の方と比べるとそこに差が出て来る。その差の單位といふものが多分前の基礎資格の中に「大学に二年以上在学し」というようなものがありますから、大学は二年のうちにこれだけの單位を含む学科があると思う。それといわゆる三、四年に受けるところの一般教養なり教職に關する科目の單位と重複するものがあると思うが、全然それは別なものかといふ問題であります。

から、今立案中なのですが、それを御覧願ひましてその上で……

○藤田芳雄君 今丁度單位の問題になりましたが、私も実はその点がちよつと疑問なんで、例えば小学校なり中学校の方で一級普通免許状を持つ者は学士の称号を有するといふのですから、多分大学の一、二、三、四を終了した者と思いますが、それが單位数からいまして、一般教養科目が三十六教科に關するものが二十四、教職に關するものが二十五、これは小学校ですが、中学校の方になりますといふと、甲三十、乙が十八、それを二級の方と比べ

るとそこに差が出て来る。その差の單位というものが多分前の基礎資格の中に「大学に二年以上在学し」というようなものがありますから、大学は二年のうちにこれだけの単位を含む学科があると思う。それといわゆる三、四年に受けるところの一般教科なり教職に關する科目の單位と重複するものがあると思うが、全然それは別なものかという問題であります。

思います。さつき申上げた通り私まだよく目を通していませんが、一番問題になりますことは、現職の教員に不利になつておらぬと思ひますが、どうせこういう制度ができたのですから、將來に向つて資質向上の面から相当考へなければならぬと思ひます。併し今まで免許というのには非常にばらばらでして、沢山の系統があります。そういうものを持つた人が今現職の教員になつておられます。だから制度の違つたことによつて切替が余り不利益な取扱を受けることは氣の毒だと思ひます。併しこれで見ますと大体安当じやないかと思ひます。

○河野正夫君 澁谷さんと江口さんのお二方に伺ひますが、一級、二級は澁谷さんは職階制を予想してやれといふのですが、こちらの審査が済んでおらぬので原案の一級、二級を作つた趣旨はよく分らないけれども、今日いうところの職階制というものは、実は最初アメリカから導入せられた職階制の概念と、現在人事院で考へておるそれとは大違ひになつておる。要するに職務の分類というものを職階制といふふうになつておるようでありませう。だからさうだとすると澁谷さんのおつしやつたような職階制と予想してそれを決めるということは如何かと思ひますが、その点はまだ一級、二級の観念がはつきりしてないので、質問も的を外れるかも知れませんが、要するに職階制を予想してやるといふ場合には一級、二級というものはどういふうな構想を持つかという点を澁谷さんに伺ひます。

○澁谷証人 只今の御質問でございませうが、職階制は私も將來教員の方がどう決まるか、詳細は存じておりませう。併し若し一級、二級の免許状に関するものが職階制に取入れられるようなことになれば、その場合は適切な方向に職込んで貰ひたい、こういう考えを持つております。

○理事(岩間正男君) それでは外に御質問もないようですから、今日の委員会はこれで終りにしたいと思ひます。

最後に証人の諸君に御挨拶申し上げたいと思ひますが、この法案審議のために非常に御多忙のところお出で頂きまして、各方面からそれ〴〵関係するところの有益な御意見を披露して頂きまして、このことは、本法案の審議のために今後非常に利益されるところが多いと思ひますのでございませう。この会を終るに当りまして厚く御礼申し上げたいと思ひます。五分間程休憩したいと思ひます。

午後三時二十六分休憩
午後三時五十一分開会

○委員(田中耕太郎君) 休憩前に引き続きまして委員会を開会いたします。

○岩間正男君 私は過般通過しました職業安定法の一部改正法案に連関しまして文部省並びに労働省に緊急質問をしたいと思ひます。これは我々としてはその以前から持つておりました、当然この委員会もさつき改正法案が上程される前に問題にしたいといふふうに思つておつたのであります。が、何せ文部委員会が非常に多くの案件を持つておりました、なか〴〵その機会を得なかつたのであります。それともう一つは非常に政府の法案の提出の仕方が間際になつてからど〴〵出されて、さういふふうな隙間も與へないといふことがこの問題を十分に討議することができない一つの原因じやなかつたかと思ひます。そこで問題の要点に入りたいと思ひますが、この改正案によりまして、從來学校を卒業したところの、これは主に大学、高専の諸君になると思ひますが、職業の紹介の場合、これは職業安定所を通じてなければそのような職業の紹介ができない。それは非常に現実において不便であるから、従つてこれは労働省側の或いは学校側の要求がある場合とは、今まで職業安定所でやつておつたような仕事をやる、さういふような改正が一番中心点のようであります。そこで問題はこの法案が通過してしまつたので、当然今後はこれの施行の面において我々文部委員会としてはこの点を質しておかなければならぬといふような面があるのですが、その大きな問題となるのは、先ず第一にこれが学校職員の労働強化にならないか。つまりこの案の狙いはい〴〵あ

りましてやうけれども、先ず一つ推測されることは、職業安定所が非常に現在十分な機能を果してはいない。もつと数も多く殖やさなければならぬ。さうしてそれと共にど〴〵このようにな求職の要求を満たすような態勢が労働行政の中にとられておれば、これは学校の手を煩さなくても迅速且つ円滑に現在の職業安定所というものは非常にまばらで、従つてそこに頼むことが面倒であり、又学校当局との連絡も十分に今までとられていなかった。それを一應補うための臨時的な措置といふふうに見られるのであります。併し果してこれが恒久的なやり方であるかどうか、つまり労働省の行政が十分に職業安定の面において行われていない。それを補うために学校を当てとしてこれを相當に恒久化しようといふ考えであるか、それとも一時的に現在の不完全なものを何とか学校に対して補わせるという意図であるか。これは労働省側から伺つて見たいと思ひます。さういふ点の点を明らかにしたい。

なぜさういふことを言うかといふと、これは学校におきましてはさういふような仕事の移管といふことが、戦前には非常に行われておつた。これは職業紹介だけでなく、学生関係、学校関係といふことで、小学校、中学校、高等学校の事情を見ますと、いろいろのものが持込まれて、あらゆる関係から、もう職員に対峙するところの労働量といふものを考えないで、便利で、そして全国的に組織が取れるような態勢からなんでも持込まれて来て、そのために本職の学校の方の仕事は疎かになつて、そして向うから求めら

れたところの統計を作つて出すとか、いろ〴〵なものを募集するとか、寄附金を集めるとか、さういふような仕事の方に非常に煩瑣な煩悶をしておる面があるのではありません。従つてこのような労働強化が原因となつて、今後の教育活動が完全に行かないといふようなことが起るとすれば、これはさういふ点も考えまして、このようにな学校の労働強化を緩和するようにな仕事に対して、こちらから希望を言ひますれば、早く労働省の職業安定機構といふものを完全に学校から引揚ぐべきじやないか、さういふふうになるわけでありませう。

それからこれは文部省の方に伺ひたいのであります。この結果どういふことが起るかといふことも、よく戦前に勤労員体制といふものが行われて、そしてそれは学校長に委ねられた。そして学校長は部下の教員を指揮監督して、学生達をさういふふうなところの振振してつた。さういふふうなものが直ぐこの法案によつて復活するといふのはありませうけれども、さういふふうな態勢の方に逆戻りするのを憂ひます。そしてその結果どういふことになるかといふことも、やはり校長権といふものが学生を支配する権限を大きくする。つまり現実の社会情勢におきまして失業者が非常に起つておる。殊に政府のこの度の集中生産の強化によつて政府自身が発表しておる数字だけでも相當の失業者は見られる。而も現実には我々の調査による、これは潜在、顯在合せて更に夥しいところの、政府発表の五、六倍になるところの失業者が出る。さういふふうなところと非常に学生の就職難といふものは

起りつつある、こういう現況であります。そういうようなときに当然これは競争が起る。そうしますと学生を選挙して振向けるということが起つて来る。その結果どうしても学生の校長或いは教員に対するところの態度というものが、自由を束縛されるというやうなことが起つて来るのではないかと。つまり校長なり教員なりは、これに對しまして、ともすると自分の好きな生徒、そういう者をば優先的にこれを就職させる。嫌いな生徒は後廻しというやうなことが起つて来る。これは現に東大の看護婦さん達の厚生寮においても大体このやうなことが起つて、ハンガー・ストライキのやうな事件が起つたのであります。更にさうやうな問題だけではない、これは一つの思想的な傾向といふものを制限をするやうになつて来る。或いは思想的傾向が非常に急進的だ、或いはあれは穩當じやないといふやうな條件の下に、やはり就職條件を左右されるということが起るのではないかと。これはこのやうな体制、現在各大学において学生課などが、復活されている。又一方におきましては内閣官房次長が長官かの通牒だと思ひますが、そういう通牒によつて相当学内体制が保安條例的なものに強化されておるといふ実状がある。それから学生自治会といふものが学校自治会といふものに切替えられてゐる。そして学生の自治に対する動き、そういうやうな自主的な活動といふものが非常に統制され、そして学校当局によつて左右されるというやうな体制に切替えられてゐる。こういうものと關係が結んで参りまして学生課あたりのこれが就職に対する権限を握るといふことによつ

て、学生の就職が脅かされるという実状が起るとすれば、これは由々しき問題であります。従つてこういうことに對して文部省はこの法案施行によつてどのような一体体制をとつておられるか。こういうことを伺いたいと思ふのであります。先ず最初労働省並びに文部当局の意見を、その二つについて伺いたいと思ひます。

に規定いたしておりました、この点につきましては、学校が職業安定事業を行行わねば、これは学校の自由であるという立場になつております。そこで私共職業行政に従事する者といひましては、職業安定所というものが、勿論これは学校卒業生でありましよう、と、学生生徒でありましよう、と、少くとも職業問題におきまする限りは、公共職業安定所を規準いたしまして、職業安定の事業を行わしめるというやうなことが勿論本則であると存じております。併しながら学校といふものは勿論その年限に短長はございますけれども、親しく学校の先生教職員が学生生徒と交わりをされまして、そしてその学生生徒等の人柄なり特質等を十分把握しておられるのでございます。従つて職業安定所が学生生徒或いは学校新規卒業生の職業紹介をいたします場合には、必ず学校と少くとも緊密な連絡をとることが必要でございます。又職業の指導等につきましても、学校の意見を十分取り入れることが必要であるかと存じております。今回の改正はそういう点を狙ひたいとして、学校が若し要請した場合、或いは同意がありましてした場合においては、学校の力で職業紹介であるという点まで認めております。この点につきまして、將來ともこういう構想でおられるのかという御質問でございます。で、私共はその時代の機構の変遷によりまして、若干の厚薄はあると思ひますけれども、学校が職業紹介の事業に、先程申しましたやうな意味で関與する、或いは関與せしめると、学校にこういうやうなことは、國の施策として必要ではないかと存じております。

それから学校の労働強化の問題でございますが、この点につきましては實は御承知の通り從來も学校に相当事実上私共御協力をまあ願つておつたのでございまして、今までは法的な根拠がないために、いろいろ紛糾を來した例もございしたので、今回法的にこの点を整理したのでございします。尙二十五條の三の第五項を見ますと公共職業安定所長は学校の行行職業紹介事業に對しまして、經濟上の援助を與えることができるという規定をいたしておりました。本年度の予算におきましては学校で職業紹介を行います際に、求人表求職表等が必要でございます。そういう点につきましては、できるだけ本年度におきましても援助いたしたいと考えております。併しながら現下の財政状態におきましては、なかなか十分な援助とまでは参らないのでございしますが、この点につきましては將來十分な骨を折ります、学校に大きな負担とならないようにいたしたいと、こう考えております。

でございします。従つてこの学生及び卒業生の職業紹介につきましては、職業安定所と十分なる緊密なる連絡をいたしまして、最も適正なる職業紹介を行行うといふことが必要と考へるのでございします。それで今回のやうな法律案の制定を見たとき考へるのでございします。従つてこの学校内におきまして職業紹介をいたします場合におきましても、全くこれは学生なり卒業生の自由意思によりまして、職業斡旋の申込をいたしまして、学校がこれに職業紹介をいたすといふ建前になるのでございしますから、昔行なはれたやうな勤勞動員と言つたやうな面、恐らくそういうことが起り得ることは現在想像もできない点でございします。尙この取扱につきましては、勿論学校で行います場合にその職業紹介については、できるだけ教育的な考慮を以てこれを行行べきでありまして、その人の思想とか操行でありますとかいふやうな面につきましては、全く中立的な立場で、私見を挟まないで教育的に学校がこれを取扱すべきであり、又そこに学校のこの事業を行行大きな理由があると思へるのでございします。今申されましたやうな弊害は起り得ないと思ひますし、又起らないやうに学校当局において十分努めて頂く必要があるかと考へるのでございします。

○岩間正男君 結局今の二点が私は心配なので、この法案については事前であつたら相当この点に対する修正を願ひたいと思つておつたくらいでございしますが、通過した後でありますから、重ねて今の條項を強く要望して置きたいと思ひます。とにかく労働強化がこれが本則になつて、そして

て、学生が就職が脅かされるという実状が起るとすれば、これは由々しき問題であります。従つてこういうことに對して文部省はこの法案施行によつてどのような一体体制をとつておられるか。こういうことを伺いたいと思ふのであります。先ず最初労働省並びに文部当局の意見を、その二つについて伺いたいと思ひます。

に規定いたしておりました、この点につきましては、学校が職業安定事業を行行わねば、これは学校の自由であるという立場になつております。そこで私共職業行政に従事する者といひましては、職業安定所というものが、勿論これは学校卒業生でありましよう、と、学生生徒でありましよう、と、少くとも職業問題におきまする限りは、公共職業安定所を規準いたしまして、職業安定の事業を行わしめるというやうなことが勿論本則であると存じております。併しながら学校といふものは勿論その年限に短長はございますけれども、親しく学校の先生教職員が学生生徒と交わりをされまして、そしてその学生生徒等の人柄なり特質等を十分把握しておられるのでございします。従つて職業安定所が学生生徒或いは学校新規卒業生の職業紹介をいたします場合には、必ず学校と少くとも緊密な連絡をとることが必要でございます。又職業の指導等につきましても、学校の意見を十分取り入れることが必要であるかと存じております。今回の改正はそういう点を狙ひたいとして、学校が若し要請した場合、或いは同意がありましてした場合においては、学校の力で職業紹介であるという点まで認めております。この点につきまして、將來ともこういう構想でおられるのかという御質問でございます。で、私共はその時代の機構の変遷によりまして、若干の厚薄はあると思ひますけれども、学校が職業紹介の事業に、先程申しましたやうな意味で関與する、或いは関與せしめると、学校にこういうやうなことは、國の施策として必要ではないかと存じております。

それから学校の労働強化の問題でございますが、この点につきましては實は御承知の通り從來も学校に相当事実上私共御協力をまあ願つておつたのでございまして、今までは法的な根拠がないために、いろいろ紛糾を來した例もございしたので、今回法的にこの点を整理したのでございします。尙二十五條の三の第五項を見ますと公共職業安定所長は学校の行行職業紹介事業に對しまして、經濟上の援助を與えることができるという規定をいたしておりました。本年度の予算におきましては学校で職業紹介を行います際に、求人表求職表等が必要でございます。そういう点につきましては、できるだけ本年度におきましても援助いたしたいと考えております。併しながら現下の財政状態におきましては、なかなか十分な援助とまでは参らないのでございしますが、この点につきましては將來十分な骨を折ります、学校に大きな負担とならないようにいたしたいと、こう考えております。

でございします。従つてこの学生及び卒業生の職業紹介につきましては、職業安定所と十分なる緊密なる連絡をいたしまして、最も適正なる職業紹介を行行うといふことが必要と考へるのでございします。それで今回のやうな法律案の制定を見たとき考へるのでございします。従つてこの学校内におきまして職業紹介をいたします場合におきましても、全くこれは学生なり卒業生の自由意思によりまして、職業斡旋の申込をいたしまして、学校がこれに職業紹介をいたすといふ建前になるのでございしますから、昔行なはれたやうな勤勞動員と言つたやうな面、恐らくそういうことが起り得ることは現在想像もできない点でございします。尙この取扱につきましては、勿論学校で行います場合にその職業紹介については、できるだけ教育的な考慮を以てこれを行行べきでありまして、その人の思想とか操行でありますとかいふやうな面につきましては、全く中立的な立場で、私見を挟まないで教育的に学校がこれを取扱すべきであり、又そこに学校のこの事業を行行大きな理由があると思へるのでございします。今申されましたやうな弊害は起り得ないと思ひますし、又起らないやうに学校当局において十分努めて頂く必要があるかと考へるのでございします。

○岩間正男君 結局今の二点が私は心配なので、この法案については事前であつたら相当この点に対する修正を願ひたいと思つておつたくらいでございしますが、通過した後でありますから、重ねて今の條項を強く要望して置きたいと思ひます。とにかく労働強化がこれが本則になつて、そして

でございします。従つてこの学生及び卒業生の職業紹介につきましては、職業安定所と十分なる緊密なる連絡をいたしまして、最も適正なる職業紹介を行行うといふことが必要と考へるのでございします。それで今回のやうな法律案の制定を見たとき考へるのでございします。従つてこの学校内におきまして職業紹介をいたします場合におきましても、全くこれは学生なり卒業生の自由意思によりまして、職業斡旋の申込をいたしまして、学校がこれに職業紹介をいたすといふ建前になるのでございしますから、昔行なはれたやうな勤勞動員と言つたやうな面、恐らくそういうことが起り得ることは現在想像もできない点でございします。尙この取扱につきましては、勿論学校で行います場合にその職業紹介については、できるだけ教育的な考慮を以てこれを行行べきでありまして、その人の思想とか操行でありますとかいふやうな面につきましては、全く中立的な立場で、私見を挟まないで教育的に学校がこれを取扱すべきであり、又そこに学校のこの事業を行行大きな理由があると思へるのでございします。今申されましたやうな弊害は起り得ないと思ひますし、又起らないやうに学校当局において十分努めて頂く必要があるかと考へるのでございします。

て、学生が就職が脅かされるという実状が起るとすれば、これは由々しき問題であります。従つてこういうことに對して文部省はこの法案施行によつてどのような一体体制をとつておられるか。こういうことを伺いたいと思ふのであります。先ず最初労働省並びに文部当局の意見を、その二つについて伺いたいと思ひます。

に規定いたしておりました、この点につきましては、学校が職業安定事業を行行わねば、これは学校の自由であるという立場になつております。そこで私共職業行政に従事する者といひましては、職業安定所というものが、勿論これは学校卒業生でありましよう、と、学生生徒でありましよう、と、少くとも職業問題におきまする限りは、公共職業安定所を規準いたしまして、職業安定の事業を行わしめるというやうなことが勿論本則であると存じております。併しながら学校といふものは勿論その年限に短長はございますけれども、親しく学校の先生教職員が学生生徒と交わりをされまして、そしてその学生生徒等の人柄なり特質等を十分把握しておられるのでございします。従つて職業安定所が学生生徒或いは学校新規卒業生の職業紹介をいたします場合には、必ず学校と少くとも緊密な連絡をとることが必要でございます。又職業の指導等につきましても、学校の意見を十分取り入れることが必要であるかと存じております。今回の改正はそういう点を狙ひたいとして、学校が若し要請した場合、或いは同意がありましてした場合においては、学校の力で職業紹介であるという点まで認めております。この点につきまして、將來ともこういう構想でおられるのかという御質問でございます。で、私共はその時代の機構の変遷によりまして、若干の厚薄はあると思ひますけれども、学校が職業紹介の事業に、先程申しましたやうな意味で関與する、或いは関與せしめると、学校にこういうやうなことは、國の施策として必要ではないかと存じております。

それから学校の労働強化の問題でございますが、この点につきましては實は御承知の通り從來も学校に相当事実上私共御協力をまあ願つておつたのでございまして、今までは法的な根拠がないために、いろいろ紛糾を來した例もございしたので、今回法的にこの点を整理したのでございします。尙二十五條の三の第五項を見ますと公共職業安定所長は学校の行行職業紹介事業に對しまして、經濟上の援助を與えることができるという規定をいたしておりました。本年度の予算におきましては学校で職業紹介を行います際に、求人表求職表等が必要でございます。そういう点につきましては、できるだけ本年度におきましても援助いたしたいと考えております。併しながら現下の財政状態におきましては、なかなか十分な援助とまでは参らないのでございしますが、この点につきましては將來十分な骨を折ります、学校に大きな負担とならないようにいたしたいと、こう考えております。

でございします。従つてこの学生及び卒業生の職業紹介につきましては、職業安定所と十分なる緊密なる連絡をいたしまして、最も適正なる職業紹介を行行うといふことが必要と考へるのでございします。それで今回のやうな法律案の制定を見たとき考へるのでございします。従つてこの学校内におきまして職業紹介をいたします場合におきましても、全くこれは学生なり卒業生の自由意思によりまして、職業斡旋の申込をいたしまして、学校がこれに職業紹介をいたすといふ建前になるのでございしますから、昔行なはれたやうな勤勞動員と言つたやうな面、恐らくそういうことが起り得ることは現在想像もできない点でございします。尙この取扱につきましては、勿論学校で行います場合にその職業紹介については、できるだけ教育的な考慮を以てこれを行行べきでありまして、その人の思想とか操行でありますとかいふやうな面につきましては、全く中立的な立場で、私見を挟まないで教育的に学校がこれを取扱すべきであり、又そこに学校のこの事業を行行大きな理由があると思へるのでございします。今申されましたやうな弊害は起り得ないと思ひますし、又起らないやうに学校当局において十分努めて頂く必要があるかと考へるのでございします。

○岩間正男君 結局今の二点が私は心配なので、この法案については事前であつたら相当この点に対する修正を願ひたいと思つておつたくらいでございしますが、通過した後でありますから、重ねて今の條項を強く要望して置きたいと思ひます。とにかく労働強化がこれが本則になつて、そして

でございします。従つてこの学生及び卒業生の職業紹介につきましては、職業安定所と十分なる緊密なる連絡をいたしまして、最も適正なる職業紹介を行行うといふことが必要と考へるのでございします。それで今回のやうな法律案の制定を見たとき考へるのでございします。従つてこの学校内におきまして職業紹介をいたします場合におきましても、全くこれは学生なり卒業生の自由意思によりまして、職業斡旋の申込をいたしまして、学校がこれに職業紹介をいたすといふ建前になるのでございしますから、昔行なはれたやうな勤勞動員と言つたやうな面、恐らくそういうことが起り得ることは現在想像もできない点でございします。尙この取扱につきましては、勿論学校で行います場合にその職業紹介については、できるだけ教育的な考慮を以てこれを行行べきでありまして、その人の思想とか操行でありますとかいふやうな面につきましては、全く中立的な立場で、私見を挟まないで教育的に学校がこれを取扱すべきであり、又そこに学校のこの事業を行行大きな理由があると思へるのでございします。今申されましたやうな弊害は起り得ないと思ひますし、又起らないやうに学校当局において十分努めて頂く必要があるかと考へるのでございします。

段々この態勢が強化されて、これによつて学校の関係者の労働強化が起らないように十分な配慮を労働省はすべきであるということ。それから文部省の方ではこれによるいろいろな統制、それからこれが逆に悪用されて生徒の自由の弾圧にならないように、この点について十分な指導をやる必要が、必要じやないか。時間ですから私の意見はこのくらいに止めたいと思います。

○委員長(田中耕太郎君) それではこの問題につきましてはこの程度にしておきます。今日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後四時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事

委員 若木 勝藏君
松野 喜内君
木内キヤウ君
岩間 正男君
梅津 錦一君
河野 正夫君
左藤 義詮君
大隈 信幸君
梅原 眞隆君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
鈴木 憲一君
藤田 芳雄君

政府委員

文部事務官 釼木 亨弘君
文部省学校教育局次長
文部事務官 稲田 清助君
(教科書局長)

証人

東京都立川 澁谷 徳雄君
委員会事務局長
東京文理科大学教授 石山 脩平君
長崎市伊良林 江口 泰助君
小学校教諭
愛媛縣宇摩郡三島中学 今村 彰君
宮城縣古川町古川高等 金本東次郎君
学校教諭
東京都立雙 古谷 史映君
学校教諭
労働事務官 江下 孝君
(職業安定局庶務課長)

説明員

昭和二十四年六月六日印刷

昭和二十四年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局